

外国人就労管理システムでの「建設特定技能受入計画」の認定申請において、ハローワークへの求人登録(および求人票の写しの添付)は必須の要件となっています。

これは、国が定める「国内人材の確保に向けた取組(国内で適切に募集をかけたが人が集まらなかったという証明)」を行っていることを示すための重要な手続きです。

申請にあたっては、ハローワークの求人票に関して以下のような細かい審査基準や注意点があります。

ハローワーク求人票に関する重要チェックポイント

- 直近1年以内の求人であること
 - 受入計画の申請日から起算して、1年以内に有効であった求人票である必要があります。過去に一度も求人を出したことがない場合は、申請前に新しく求人を出す必要があります。
- 「2ページ分」すべてを添付する
 - ハローワークから交付される求人票は通常2ページ(あるいはハローワークインターネットサービスの求人情報シートなど一連の書類)ありますが、すべてのページを漏れなく添付しないと不備で差し戻しになります。
- 職種と業務内容の一致
 - 募集職種が、受け入れようとしている特定技能外国人が実際に従事する建築・土木の作業内容(特定技能の業務区分)と一致している必要があります。
- 「正社員(フルタイム・無期雇用)」での募集であること
 - 特定技能外国人は原則として無期雇用のフルタイム労働者(正社員と同等)として扱う必要があるため、ハローワークの求人内容もそれに準じた適切な労働条件(適切な処遇・待遇)を提示している必要があります。
- 他媒体での代替は不可
 - 建設業においては、有料の職業紹介や一般の求人誌・求人サイトによる募集だけで代替することは認められていません(※都道府県等が実施する無料職業紹介などは一部例外あり)。

事前準備のポイント

申請手続きをスムーズに進めるためには、ハローワークへの求人申込時と、外国人就労管理システムへの入力内容(特に賃金や手当の額、業務内容)で整合性が完全に取れているかを事前にダブルチェックしておくことが非常に重要です。